

平成30年度  
1月・3月

# 「高所作業車運転技能講習」実施要領

〒960-8061 福島市五月町4-25  
建設業労働災害防止協会福島県支部  
TEL (024) 522-2266  
FAX (024) 522-4513  
<http://kensaibou-fukushima.jp/>

## 1. 講習の目的

労働安全衛生法に基づき、作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転業務（道路上を走行させる運転を除く）は、都道府県労働局長登録教習機関が行う**技能講習**を修了した者でなければ、当該業務につかせるはならないことになっております。

つきましては、**一部科目免除者（下記の受講資格を満足する者）を対象**とする講習会を次のとおり実施します。

（高所作業車とは「高所における工事、点検、補修等の作業に使用される機械であって作業床及び昇降装置により構成され、当該作業床が昇降装置その他の装置により上昇、下降等をする設備のうち、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの」をいいます。）

この講習は、建設業労働災害防止協会福島県支部が、福島労働局長登録教習機関（登録番号第116号）として実施するものであります。

## 2. 受講資格

- ① 資格取得者（別表参照） ② 講習当日満18才以上の者

## 3. 講習日時・会場

- (1) 学科講習（受付午前8時15分、開始午前8時45分）  
(2) 実技講習（受付午前7時30分、開始午前7時50分）

開催月		学科講習	実技講習(下記のうち1日)	受付開始日	受付締切日
1月	開催日	7日(月)～8日(火)	9日(水)～11日(金)	11月19日(月)	12月19日(水)
	場所	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5		
3月	開催日	4日(月)～5日(火)	6日(水)～8日(金)	1月21日(月)	2月22日(金)
	場所	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5		

※遅刻は受講をお断りしますので、ご了承下さい。

#### 4. 講習科目・時間

(1) 学 科 (1.5日間)

高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 (5時間)

高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識 (2時間)

関係法令 (1時間)

学科試験 (1時間)

(2) 実 技 (1日) ※学科試験合格者が受講できます。

高所作業車の作業のための装置の操作 (6時間)、実技試験

#### 5. 修 了 証

所定の全科目(時間)を受講し、かつ、試験に合格した方には「高所作業車運転技能講習修了証」を交付します。

#### 6. 定 員

申込み順で、各開催定員60名とします。

定員になり次第締め切りますので、申込みの際には当協会に問い合わせの上申込み下さい。なお、受講定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。

#### 7. 受 講 料

39,860円 (受講料、テキスト代)

欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消(受講料返還)は受講受付締切日まで応じますが、それ以降は原則として返還に応じられません。受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は当協会にご連絡下さい。

#### 8. 受講申込み方法・受講者への通知

(1) 受講申込み方法

受講希望者は下記順序にて、**申込み受付締切日までに手続きを完了**して下さい。

**手続き未了の場合は受講できません**のでご注意願います。

(仮 予 約) 電話で建設業労働災害防止協会福島県支部へ申込んで下さい。

(予 約) 申込書に記入し、F A X・郵送・又は持参にて提出して下さい。

また、資格を証する資格証(免許等)の写及び受講料を現金書留で送金するか持参して下さい。

(申込み完了) **受講料の入金確認をもって申込み完了**となります。

(2) 受講申込み者への通知

受講申込み者(事業所で申込んだ場合は事業所)へは、**受講料の入金確認後に受講申請書用紙及び領収書を送ります**。申請書用紙の所定の欄に記入捺印及び写真(注)(ポラロイド・カラーコピーは不可)2枚をのりづけし、**未記入箇所が無い**か確認してから、講習当日会場受付に提出して下さい。(この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。**記載された内容で修了証を作成**しますので、誤りのないよう正確に記入して下さい。なお、記入していただいた内容は、この技能講習以外では一切使用いたしません。)

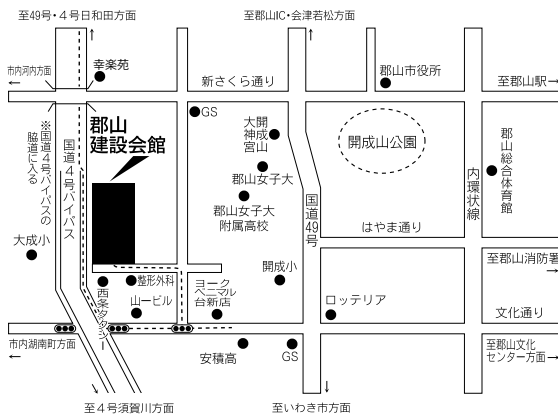
(注)写真裏面に受講番号、氏名を記入し、「のりづけ」の方法に十分に注意して下さい。

## 9. 注 意 事 項

- (1) 講習日の3日前になっても、当協会から受講申請書用紙が届かないときは、電話で問い合わせして下さい。
- (2) 受講定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。
- (3) **遅刻、または受講中に離席された場合は、失格となり修了証は交付されません。**
- (4) テキストは学科講習の際にお渡しします。午前8時40分までに着席願います。
- (5) **実技受講時はヘルメット・安全带・作業に適した服装及び靴を着用願います。**
- (6) 大雨、強風の場合は、実技講習を延期する場合があります。
- (7) 駐車場には限りがありますので、相乗りか公共交通機関をご利用下さい。
- (8) 講習会場付近には食堂がありません。また講習終了時まで駐車場から車は出せませんので、出来るだけ昼食を持参して下さい。

### 会場案内図

#### 郡山会場



※申込書はコピーしてお使い下さい。

切 り 取 り

高 所

## 高所作業車運転技能講習申込書

※電話にて仮予約済の右枠の月に○印を付けて下さい。

1月(郡山)

3月(郡山)

氏 名	生年月日	免除を受けようとする資格名(写を添付)	※受付番号	氏 名	生年月日	免除を受けようとする資格名(写を添付)	※受付番号
	昭平				昭平		
	昭平				昭平		
所属事業所	名 称				事務担当者氏 名		
	所在地	(〒 ) TEL ( )	—	FAX ( )	—		

※印は記入しないで下さい。

(別 表)

受講内容及び時間		受講資格	<p>1. 建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者</p> <p>2. 道路交通法第84条第3項の<b>大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許</b>を有する者</p> <p>3. フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者</p>
		受講内容及び時間	
講習時間	学 科	装置の構造、取扱いに関する知識	5
		原動機に関する知識	—
		一般的知識	2
		関係法令	1
		試 験	1
	実 技	作業のための装置の操作	6
		試 験	